

青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。

2 改正の概要

消防団員等公務災害補償を受ける権利に係る担保の供与の制限に対する例外措置を廃止するもの。（条例第3条第2項ただし書の削除）

第三条 団員がその身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

3 施行期日

公布の日

4 その他

現在、本市において遺族補償年金受給者2名、障害補償年金受給者1名の計3名受給しているが、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供している者はいない。